



平成 23 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社イマージュホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 明賀 正一  
(コード番号：9947 東証・大証 第1部)  
問合せ先 総務グループ長 國重 和弘  
(TEL：087-874-7070)

### 当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 23 年 5 月開催予定の当社の第 38 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日を、平成 23 年 3 月 11 日に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は平成 23 年 3 月 11 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めることといたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 基準日   | 平成 23 年 3 月 11 日 (金)  |
| (2) 公告日   | 平成 23 年 2 月 25 日 (金)  |
| (3) 公告方法  | 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします。)<br><a href="http://www.image-hd.co.jp/">http://www.image-hd.co.jp/</a> |
| (4) 開催予定日 | 平成 23 年 5 月開催予定の本定時株主総会の開催日と同日  |

#### 2. 本株主総会の日程・付議議案について

当社は、本日現在において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 2 条第 13 号の規定する種類株式発行会社（以下「種類株式発行会社」といいます。）ではありませんが、平成 23 年 5 月開催予定の本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の本株主株式を交付することのそれぞれの議案を本定時株主総会に付議する予定です。

また、本定時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会の上記②に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本定時株主総会の開催日と同日に、上記②と同内容の議案を付議議案に含む本種類株主総会の開催を検討しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することといたしました。

また、本株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上